

令和 8 年度

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

8 月 会 議	8 月	5 日	開	会
	8 月	5 日	散	会

南 三 陸 町 議 会

令和 8 年 8 月 5 日（水曜日）

令和 8 年度南三陸町議会 8 月会議会議録

令和8年度南三陸町議会8月会議会議録第1号

令和8年8月5日（水曜日）

応招議員（12名）

1番	星	岳大君	2番	伊藤	俊君
3番	阿部	司君	4番	高橋	尚勝君
5番	須藤	清孝君	6番	千葉	伸孝君
8番	後藤	伸太郎君	9番	及川	幸子君
10番	今野	雄紀君	11番	三浦	清人君
12番	佐藤	正明君	13番	菅原	辰雄君

出席議員（12名）

1番	星	岳大君	2番	伊藤	俊君
3番	阿部	司君	4番	高橋	尚勝君
5番	須藤	清孝君	6番	千葉	伸孝君
8番	後藤	伸太郎君	9番	及川	幸子君
10番	今野	雄紀君	11番	三浦	清人君
12番	佐藤	正明君	13番	菅原	辰雄君

欠席議員（1名）

7番 佐藤雄一君

説明のため出席した者の職氏名

町	長	千葉	啓君
副町	長	男澤	知樹君
総務課	長	岩淵	武久君
企画課	長	宮川	舞君
農林水産課	長	高橋	伸彦君
建設課	長	遠藤	和美君

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 好 伸

次 長 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

千 葉 雅 明

主 事

北 村 潤

議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 行政報告

第 4 議案第 1 4 号 令和 8 年度南三陸町一般会計補正予算（第 2 号）

第 5 議案第 1 5 号 令和 8 年度南三陸町町水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 6 発議第 1 号 行財政改革調査特別委員会設置にかかる決議について

第 7 行財政改革調査特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

午前10時00分 開会

○議長（菅原辰雄君） 皆さん、おはようございます。

東北南部も昨日、梅雨明けが発表されました。本日の会議も爽やかな質疑を期待するところ
であります。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年
度南三陸町議会8月会議を開会いたします。

欠席議員、7番佐藤雄一議員となっております。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則
第8条の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菅原辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において11番三浦清人議員、12番
佐藤正明議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（菅原辰雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手
元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（菅原辰雄君） 日程第3、行政報告を行います。

書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） おはようございます。

それでは、爽やかとまでいくかどうか分からないんですけども、1点御質問いたします。

行政報告の工事関係の1ページの2段目ですね。歌津浄化センターの機械更新工事に入札結
果が出ております。そこで2回の入札しております。ここに1者が載ってますけれども、1
回目も1者だったのかどうか、競争の原理が働いていないのかなという感じがしますので、そ

の辺、内容とお伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） それでは、お答えをさせていただきます。

令和8年度歌津浄化センター機械等更新工事、資料に記載のとおり入札回数としますと2回ということで、参加事業者は、資料こちらも記載のとおり1者でございます。

競争の原理といったお話でございましたけれども、制限付一般競争入札といった形でございますので、その段階で制限をつけた上で一般競争に付してございますので、申込みが1者であっても競争性は確保されているといった整理になってございます。

あと、御質問の中にごございましたとおり、1回目も2回目も1者なのかということですが、入札参加業者1者でございますので、当然、1回目も2回目も1者での札入れとなるものでございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） ただいまの説明で1者ということが分かりました。

ただ、これ、毎年大なり小なりこの更新工事がやっていると思うんですけれども、以前もこの会社だったのか。ということは、ほかからこう、1者しか申込み、入札申込みがなかったということは、よくこう、前からやっている業者がそこをずっとやっていくってこう、関係があるわけなんですけれども、その辺はどうだったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寛和君） 以前もこの業者だったのかということで、この施設が出来上がってからこういった工事はこの業者が受注しているという状況にはあります。あと、その辺……、結局、その業者が持つてる技術とか、そういったことを総合的な結果としてここが落札してるということですので、特段そこに問題はないと思います。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） ここの業者さん、東北営業所となっております。地元の町内の業者さんがこれだけの仕事をできないから、大手、まあ大手に近いんでしょうけれども、ここが入っているのかなってこれを読み取りますけれども、今後もそういうような傾向になっていくのか。できれば町内の業者さんもうこういうことに、今仕事がない中ですのでね、こういうことに手挙げできればいいのかなと思いますので、その辺再度お伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寛和君） 一応仕様に対応できる業者さんが入札に参加してくるとい

うところですので、こちらとすれば、制限付ではあるんですけども一般競争入札に付しているというところで、それに対応できる業者さんが入ってきていただければ問題ないと思います。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） おはようございます。

1件だけ質問させていただきます。

2ページのクリーンセンターの倉庫設置に関しての件なんですけれども、この金額が1,350万。これに関しては、草木沢の粗大ごみの焼却炉の廃止に伴って、そういった粗大ごみを置く倉庫というような形で設置するような感じなのかと私は感じたんですが、この倉庫の建設の意味、その辺お聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（高橋伸彦君） 今回のテント倉庫につきましては、次年度、令和9年度に開始を予定しております、プラごみですね、プラスチックごみ、製品プラスチックごみ、その分別収集に係るそれらのプラごみの保管庫として建設しております。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 臨時議会の草木沢の件について先週末に歌津地区を何軒か回ったんですけども、粗大ごみに、今までは草木沢のほうに持っていけば簡単に焼却ができたというような感じなんですけれども、今度はクリーンセンターのほうに歌津地区から持っていかなくてはいけないというふうな状況になりました。そして、歌津の端からわざわざクリーンセンターまで行く。これというのは歌津地区の皆さんにとっては今までにない苦痛がそこに出てくると思うんですけども、これは歌津と志津川地区の住民の格差というような形に私は捉えたんですけども、その辺は、町長は以前から地域格差をなくすような方向でということいろいろ話をされていますが、今回は、町の財源がないということで、もちろん草木沢の焼却炉の新たなということはもう無理だというのは分かるんですけども、歌津地区民にとってそういった感情が今湧いていますけれども、その辺、町長いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） おはようございます。

るる閉鎖等ですね、草木沢の閉鎖の理由等は前回お話をさせていただいているところでございます。私、そもそも問題なのは、その草木沢の焼却炉がこれまで歌津地区の住民しか使えなかったということがそもそも一番の問題だというふうに思っております。その辺、経緯

等御存じないのかなというふうに今の質問で推察したんですけれども、そういったことも勘案しまして、今回は、今回はというか、更新できない施設になってしまったので閉鎖というふうな形でございます。戸倉の寺浜からクリーンセンター、歌津からクリーンセンター、私、そんなに距離は変わらないと思っております。そういった意味でも不公平感というのはないというふうに思っております。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 草木沢の焼却炉は、ちっちゃいのは、私も4年前に視察に行ったときに、やっぱり焼却炉が随分傷んできてなかなか継続は難しいというのはもう4年前から言われて、そして今回この間の臨時会で廃炉というふうな形になりました。

草木沢の焼却炉については歌津地区の人しか使えないというのは、歌津地区住民だけが使えるぐらいの容量のあの施設だったと思います。いわゆる町長が歌津地区民しか使えないというのは、またこれは別の問題だと思います。ただ、町長にはそういった考えがあるようです。ただ、財政的に難しいというのは根本的な問題だと思いますので、この財政問題、これから考えながら、歌津地区の皆様にはちょっと我慢してもらって、取りあえず今の不満がどこかで爆発しないような形でもうしっかりした説明を町には求めたいと思います。

終わります。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

ページ数1ページなんですけど、前議員も聞いてた歌津浄化センターについて伺いたいと思います。

これ入札2回ってなってるんですけど、そこで、入札結果で4,000万と3,900万ということであるんですが、そこでお聞きしたいのは、1回目がこの最低額だったのか、2回目がこの最高額だったのか、その辺確認をお願いしたいと思います。

あともう1点聞きたいのは、議長に聞きたいんですけど、入札の件なんですけど、私たちいつも来る玄関のところに掲示板あるんですけど、そこに貼られてる入札結果というやつについてもお聞きできればと思うんですけど、いかがでしょうか、議長。

○議長（菅原辰雄君） 関連……、今回は行政報告なので、関連じゃなくて、これだけでしてください。（「分かりました」の声あり）

総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 歌津浄化センター機械等更新工事の入札に係る御質問でございまし

た。

資料ございますとおり、1回目の入札額、そもそも入札としますと、予定価格を設定をさせていただいて、1回目の入札をもって予定価格を下回るというか達した業者があれば、当該業者との落札決定ということになりますけれども、2回やらせていただいているということは、予定価格を下回る入札ではなかったという結果の下、2回ということになりますので、必然的に、最高額、最低額といった形で資料に照らせば、1回目の入札は予定価格を上回っている最高額で、2回目の入札が最低額という形で入札が執行された。したがって、最低額と予定価格を照らしていただければ御承知いただけると思いますけれども、それをもって落札決定をして、右のほうにございます消費税を含む形での契約に至ったと、そういった流れでございます。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） じゃ分かりました。私、逆だと思ってたんですけど、そういったことで説明で分かりました。

それで、再度伺いたいのは、今回、予定価格ということであるんですけど、昨今の物価高騰やいろいろな事情があると思いますので、そこで、予定価格ではなくて、事業発注というか、入札する際の積算するときの、何ていうんですか、私言葉は分かんないんですけど、そういったやつが、今の、今のこの資材が調達するのが難しいとか高騰とかって、そういうことがこう、レスポンスというか十分反映されてるのかという、そういったところを再度お聞きしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 予定価格を設定させていただく前には、当然、発注するといった意思決定に基づいた設計といったものがございますので、その設計に基づく設計額といったものを算出するに当たりましては、その時々の方情といたしたものを適時的確に捉えさせていただいているといったことでございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第4 議案第14号 令和8年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（菅原辰雄君） 日程第4、議案第14号令和8年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第14号令和8年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する水道基本料金減免等による経費を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 改めましてよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第14号令和8年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

議案書の別冊、補正予算書の2ページを御覧願います。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ892万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億8,210万1,000円とするものでございます。

続きまして、3ページ及び4ページの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。（「減額と言いました」「追加」の声あり）減額。（「減額補正、減額なの」の声あり）減額です。

○議長（菅原辰雄君） 追加を減額という表現しましたので（「減額と言ったよ」の声あり）追加です。（「減額補正じゃなくて追加でしょ」「総額では減額」「追加」の声あり）

○総務課長（岩淵武久君） はい、失礼しました。2ページに照らしますと、はい、892万4,000円を追加しということになります。大変失礼をいたしました。

改めます。

続きまして、3ページ及び4ページの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。

初めに、3ページの歳入でございます。

13款国庫支出金は10.7%であり、補正されなかった款項に係る額が89.3%でございます。

続いて、4ページ、歳出でございます。

2款総務費19.8%、4款衛生費15.2%、12款予備費0.4%であり、補正されなかった款項に係る額が64.6%でございます。

それでは、予算の詳細について御説明を申し上げます。

なお、今補正予算につきましては、町長からもございましたとおり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係るものとなっております。

改めまして、歳入歳出予算事項別明細書 8 ページ、歳入でございます。

13款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目の総務費国庫補助金であります。国の補正予算における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の本町の限度額として892万4,000円を増額とするものでございます。

続いて、9 ページの歳出でございます。

上段、2 款総務費 1 項総務管理費 6 目企画費19節の扶助費22万5,000円の増につきましては、説明欄に記載のとおり、町水道、上水道普及世帯への支援として、対象世帯を85世帯と見込み、給水条例におけるメーター口径20ミリの月額基本料金を参考として、その 1 か月分の相当額2,640円を助成するといったものでございます。

続いて、中段、4 款衛生費 4 項上水道費 1 目上水道費につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を用いた支援として、上水道給水世帯に対し、水道の基本料金 1 か月分の減免を行うこととし、そのための費用について、水道事業に対し1,100万円を補助するといったものでございます。

最後に、下段、12款 1 項 1 目予備費は財源調整による計上でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑どうぞ。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） では、最初に若干伺いたいと思います。

まず第 1 点伺いたいのは、先ほど課長説明あった、一般家庭の20ミリ、2,640円が一律で全家庭そういった金額なのか、それとも管の太さによって、例えば2,000、これより上のやつもあるんですけど、そここのところの基本料金なのか一律なのか、まず第 1 点伺いたいと思います。

あと、この補助金というのは、物価高騰、県にきたやつが市町村に配分になるって聞いたんですけど、県にこれ幾らぐらい来てたのか、もしお分かりでしたら、そして、その配分は人口割とかいろんなやつがあるんでしょうけど、そのいきさつもお分かりでしたら伺いたいと

思います。

あともう1点伺いたいのは、こういった物価高騰対応ということで国のほうから支援の補助金があるんですけど、使い道として今回水道料金だったんですけど、これを決定するに当たって、別の何かの支援というかそういったことは考えられなかったのか、その点伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） それでは、御質問3点ございました分、お答えさせていただきます。

まず1つ目の企画費の扶助費の分につきまして、こちら85世帯分につきましては、メーター口径20ミリを想定しての助成金となっております。

それから、2点目の、県全体へのということなんですけれど、今回、国の交付金配分に合わせまして宮城県全体では10億6,367万6,000円が提示されておりまして、その中、先ほど人口というお話ありましたけれど、人口のみならず様々地域の状況を勘案された中で、南三陸町へは892万4,000円が配分されることとなっております。

それから3点目、別の支援策を検討されなかったかというお話かと思えますけれども、例えばその他の給付金や商品券などが想定してらっしゃるのかなと思えますけれども、今回、国の交付金メニューでも指定されておりますとおり、全世帯・事業者に漏れなく迅速に支援が行き届くこと、それから申請手続などの住民負担や行政の事務委託コストを最小限に抑えられて配分できるもの、そのような形で検討を行いまして、最も効率的に町民へ還元できるものということで今回の減免とさせていただきます。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 20ミリというやつは、扶助費ですか、企画費で歳出なっている85件分のだということで分かりました。

そこで、3番目のあれにも関連するんですけど、私、こういった企画費と上水道費で別に出費なっているんで、企画費のほうは、何ていうか、申請負担というんですか、配付するときの手続するための委託料じゃないかと思って聞きに行ったんですけど、そういったことで分かりました。

そこで伺いたいのは、こういった補助を漏れなくというか配付する際には、ある程度の事務負担があった場合に委託とかするのか、それとも、ほとんど自前というんですか、自分のとこの職員でやるのか、その辺の確認を再度お願いしたいと思います。

あと、県に10億来てうちの町に900万ですか。その金額が多いのか少ないのかは分からない

ですけど、10億来てうちの町に900万という、今聞いた私の感じでは、何ですか、10億来て900万、これはこの場で言ってもしょうがないんでしょうけど、そのところどのように、配分をもっとしてほしいとかという町としての要望とかはできるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

あと、漏れなく申請、負担ということですけど、予定としては、どれぐらいの時期で、これが可決した場合に何月分を免除するのか、その辺お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） お答えさせていただきます。

こちら、今回の助成等につきましては、全て役場の中で自前で事務処理を行うものです。

2点目につきまして、金額、交付限度額の増ということなんですけれども、先ほどお話ししましたとおりこれは均等に算定されているものでございますので、南三陸町のみ増額してほしいといったような形にはならないものと考えております。

それから、いつ、何月分を助成するのかということですけども、現在考えておりますのは、8月使用分で9月請求になる1か月分を助成するという形になります。8月は1年間で最も使用量が多い月ということもございまして、そのように考えております。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） では、私からは2点お伺いたします。

まずもって、前議員も聞いておられましたけれども、そもそも20ミリと口径が13ミリ、一般家庭は13ミリが多いのかなと思われましてけれども、20ミリにこだわった85件というものの内容をお伺いたします。

それから、1か月の給水分を町内全家庭の分を給付するわけですけども、夏は使う水が多いから今の時期って、それは評価いたします。使う時期が今が多いので、それは評価するんですけども、その20ミリにこだわったということをお伺いたします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 今、議員から御質問ございましたとおり、一般家庭としますと13ミリあるいは20ミリというのが一般、昨今ではといいますか、なっております。震災後、住宅等の建設が進められて、従前は基本的には13ミリだったものが、一般家庭でも20ミリが増えてきているといった傾向もお聞きをしております。

今回、では、割合とすれば、6月に戻る形のデータですけども、13ミリが3,200件程度あるいは20ミリが1,400件弱といったことになってございますけれども、これまでも水道未普及

世帯への助成といったものは実施をさせていただいてございまして、当初、第1回目は13ミリでいろいろ検討させていただいて、2回目以降については、2回目以降だったと思うんですが、前回からは20ミリを採用させていただいてございます。そういった経緯経過となっております。

なぜ20ミリを採用したのかといった理由でございますけれども、基本的には、上水道であればですね、町の町水道であれば、蛇口をひねれば、基本、水が供給されるという形になっておりますけれども、自家水を御利用されている方の中には、やはりくみ上げのモーター等、それに電力といったものを要しますので、今般、水道料の減免といったことをもって家計支援とさせていただいている関係上、当該、通常の町水道では必要としない経費を負担されているといった点もございますので、であれば、一般家庭、13ミリ、20ミリ混在基本的にはする中においてどちらを採用すべきかとして考えれば、照らし合わせれば、こちらとしては20ミリを採用して支援をさせていただくのが妥当だろうといった判断に至ったということでございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） ただいまの説明を伺うと、町水道以外の20ミリというところにも手厚く給付をするという解釈でよろしいでしょうか。その辺、85件の内訳です。20ミリを選んだってただいまの説明でちょっと不納得のところがあるので、そのところ、はい、お願いします。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 私の説明の不足がございました。

今回、企画費を用いて扶助費として助成させていただく分は、いわゆる町水道、町の水道ですね、そちらが未普及である世帯に対する助成でございます。ですので、当該世帯の宅内配管等がもしかすると13ミリかもしれませんし20ミリかもしれません。それは自家水をどういった形で引かれているかということで違ってくると思います。その上で、様々口径といったものが存在する中で、上水道に置き換えた場合には20ミリを採用すべきだろうと。こちらの上水道の基本料金といったものをベースにして扶助費で助成させていただきますので、13ミリ、20ミリといったことに照らせば20ミリを採用すべきだろう。これはあくまでも自家水のお宅に対して20ミリの基本料金を用いて助成するといったものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 自家水の人たちなんですけれども、20ミリというこだわった陰には、13ミリでやってる人は該当ならないという解釈でよろしいでしょうか。不公平さがそこには生じるんでないかと思うんですけれども、13ミリと20ミリの混在してるから、13ミリ、20ミリに入ってるよという解釈なのか、その辺伺います。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 町水道未普及世帯と先ほども申し上げておりますとおり、未普及世帯に対しては助成をさせていただきます。その助成額の算出といったことに当たって、上水道、町水道の20ミリの料金を採用しているというだけでございますので、例えば自家水の方が御自身で引かれているのが13ミリだとすれば該当ならないか、そういうことではなくて、なります。20ミリの金額をもって助成する、こちら扶助でございますので、助成金としてお支払いをさせていただくということでございます。（「了解しました」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） ほかに。千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 2点。簡単なことなんですけれども、うちの家庭では、3人暮らしが今1人なんです、1か月の使用料が大体1,780円ぐらいなんです。そして、換地された場所にも建物を建ててそこに水道を引っ張っているんですが、それは設置している場所が違うことによって2か所に水道料金が発生しているのか、それ1つと、あとは、一般的な家庭で大体どれぐらいの金額で、ある程度多い、例えば家族が多い家庭ではこれぐらいというのは、町のほうではある程度金額的な部分は把握しているのか、その2点お聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寛和君） 例えば1人の方で個人の家と、あと事業所を何件かお持ちで給水契約をしているというときには、その契約件数に応じて基本料金が減免されるということになります。

それから、一般家庭では、仮に4人、5人世帯であったとすれば、月四、五千元ぐらいにはなるのかなと。そのうち、13ミリの口径のメーターであれば1,870円が減免になるという形になります。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） ありがとうございます。

大勢の人数で暮らしたこともない我が家にとっては、洗濯、風呂、あとは飲み水、あとは食事作る水ということで、もう最低限度の水だと思うんです。しかしながら、基本料金があつて、それに使った水の量でもって料金が決まってくるのかなと思ってました。今、課長のほ

うから説明されたのは、基本的にはうちの金額の、普通の家庭のレベルだと思いました。

今回の水道費の国県の補助金の物価高対策、果たしてこれは、妥当なものかなと私は思いますが、さっき企画課長が話してたように、スムーズにその補助金を使えるというふうな形を考えれば、水道料が一番手取り早くというような形の考えだったのかなと思いますが、その辺、単純なことなんです、水道にしたのは、割当金額をうまく町民に物価高対策として配るためには、総計を考えても、水道料の減免、これが一番だったのかなと思うので、その辺お聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 減免が最も有効だったかということなんですけれど、今回、国から示されているメニューがございまして、推奨事業メニューというのがありますけれども、その中でも消費下支え等を通じた生活者の支援ということで、こちらに該当する事業ということで、さらには、先ほどもお話ししましたとおり、全ての世帯、全事業者に直接的かつ公平に負担軽減効果を行き渡らせる施策であるということで、こちらを採用させていただきました。（「ありがとうございます。終わります」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） ほかに。伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、2点になるかと思いますが、お聞きしたいと思います。前段の質疑で内容は分かったんですけれども、分からなかった部分をお聞きしたいと思います。

まずは金額ですね。894万ということで今回交付金として下りてくるんですが、当町では国から交付限度額の算定根拠や計算資料の提供は受けていらっしゃるかどうか、ちょっとこれ確認の意味合いで質問させていただきます。

2つ目は、今回水道料金の減免ということで説明がありました。交付金に加えて予備費を使われるということで資料には記載があるんですけれども、やっぱりこれは、何でしょう、予備費を充当する必要があったというふうに理由があるんだなというふうに思うんですが、その判断基準というものはあったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） 交付限度額の算定根拠ということなんですけれど、明確に算定式はこちらのほうには提示されてございません。

それから、予備費を使うに至った判断ということなんですけれども、今回、国からの配分額のみで事業を設計した場合に、どうしても減免期間だったり対象世帯などを絞らざるを得なくなるというような状況となります。物価高騰の影響が全町民に及んでいるというこの現状

を鑑みまして、全ての世帯と事業者をひとしく支援するという事業効果を最大化するためにも、不足分について予備費を充当し、減免を行うとさせていただいたものでございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） そうすると、流れとしては、今資料がないという答弁があったんですけども、国の補正予算が成立しました、で、これ順番、確認なんですけれども、各自治体へ交付限度額を通知されてからこちらで実施計画書を提出して、国が内容を確認して、整合性とかいろいろ確認した上で交付が最終的に決定されるという手順でなってるのかどうか、そこを再度確認させていただければと思います。

その上でなんですけれども、今課長から説明あったとおり、効果を最大限にするための措置として予備費を充当するということだったんですけれども、予備費の性質としては、やはり緊急性があるものですとかやむを得ない支出に対応するためという性質も予備費にはあるわけですよね。そうすると、今回もともと、何でしょう、交付限度額をあらかじめ知らせた場合に、やっぱりそれを、何でしょう、足りないというふうに最初から分かっているのであれば、逆に、例えば推奨メニューが幾つかある中でやっぱり水道料金を選んだからには予備費も使わなきゃいけなかったのかどうか、ちょっとその辺の、何でしょうね、流れというか、どうしても予備費を使わなきゃいけなかったのかどうか、その辺を再度確認させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（宮川 舞君） こちら重点支援地方交付金につきましては、こちらからの申請によって交付をされるものではなく、一律に国のほうで推奨事業メニューを付した形で配分をされるものという形になります。

それから、予備費を使わなければならなかったのかということですが、先ほどお話しいたしましたとおり、やはりこういった状況、迅速に、かつ早急にですね、支援、行き渡らせるために、より効果が行き渡るものということで、今回配分のあった890万何がしを最大限に効果につなげるために、予備費を充当させていただいたということでございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 分かりました。

施策自体を全て、何でしょうね、こうしなきゃいけないという、別に否定するものではないという考えなんですけれども、最後お尋ねしたいのは、これは例えば予備費を使う形になりましたけれども、これ今回限りの対応なのか、それとも、何でしょうね、今後もこういうこ

とが考えられるのかどうか、財政規律としてどういうふうに考えているか、最後お尋ねしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（岩淵武久君） 予算といった点でございますので総務課のほうでお答えをさせていただきますけれども、今後といったお話でございました。今後、こういった交付金に限らずして、行政需要、財政需要といったものに適時対応していくに当たり、財源等といったものはしっかりとこちらのほうで丁寧に整理をさせていただいた上で予算編成をさせていただくと、そこに尽きるんだろうと思います。ですので、現段階でこういった場合にはといったお話を軽々に申し上げるべきことではないのかなと考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第15号 令和8年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（菅原辰雄君） 日程第5、議案第15号令和8年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第15号令和8年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、物価高騰対応として実施する水道基本料金の減免措置に係る調整をしたものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寛和君） それでは、議案第15号令和8年度南三陸町水道事業会計補

正予算（第1号）について細部説明をいたします。

補正予算書11ページをお開き願います。

今補正の概要としましては、第2条において当初予算の第3条に定めた収益的収入の予定額を補正し、第3条におきましては一般会計からの補助金の額を改めるという内容であります。

詳細につきましては補正予算に関する説明書で説明させていただきますので、最終ページ、14ページの予算事項別明細書をお開き願います。

1款1項1目の給水収益、水道料金を1,100万円減額し、2項3目他会計補助金、一般会計補助金を同額1,100万円増額する補正であります。

一般会計補正予算で説明のありました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、住民、事業者の水道料金のうち基本料金分を減免することに対し、一般会計から補助金として相当額を受け入れるものであります。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） じゃ1点だけ伺いたいと思います。

14ページ、基本料金1か月分ということで説明あったんですけど、そこで、この基本料金というのは、使える水の量って基本料金分あると思うんですけど、それ以上使うと基本料金以上になるというそういうふうな形で、そこで伺いたいのは、当町において、基本料金分以上使ってる家庭というか、基本料金で間に合っている家庭というのはあるのかどうか、その辺どれぐらいあるのか、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寛和君） ちょっと具体的な資料持ち合わせておりませんので、正確な数字としては申し上げられないんですが、実際に基本料金の中で間に合っているという家庭はごく一部あります。正確な数字は後ほどお願いします。（「分かりました」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第1号 行財政改革調査特別委員会設置にかかる決議について

○議長（菅原辰雄君） 日程第6、発議第1号行財政改革調査特別委員会設置にかかる決議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（菅原辰雄君） 提出者の説明を求めます。阿部司議員。

○3番（阿部 司君） ただいま事務局が申し述べましたとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 行財政改革調査特別委員会委員の選任について

○議長（菅原辰雄君） 日程第7、行財政改革調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま上程されました行財政改革調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、議長を除く議員全員を特別委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、議長を除く議員全員を行財政改革調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、行財政改革調査特別委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

特別委員会は、議員控室で開催します。

それではよろしくをお願いいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（菅原辰雄君） 休憩前に続き会議を開きます。

行財政改革調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任され、委員長から議長に報告がありましたので、その結果を報告いたします。

委員長に佐藤正明議員、副委員長に阿部司議員、以上のとおりそれぞれ就任されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和8年度南三陸町議会8月会議を終了いたします。

これにて散会いたします。大変御苦勞さまでございました。

午前11時06分 散会